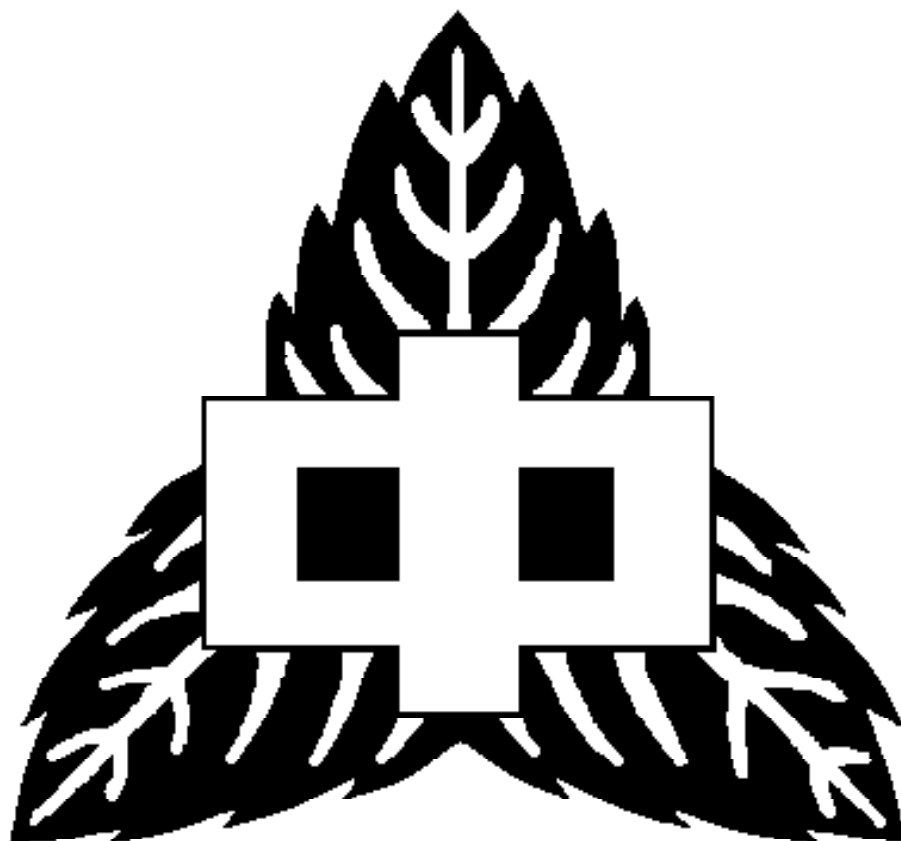


令和7年度

生徒指導規程



呉市立安浦中学校

年 組 番

この規程は本校の教育目標を達成するためのものであり，自主・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものです。

学校教育目標

ふるさとを愛し，よりよい未来の創り手となる
児童生徒の育成

生徒指導の重点目標

中学校区

9年間を通して，自らの進路を切り開いていく力を付ける。

本校

〔めざす生徒像〕 人間力

- 1 自ら考え自ら学び意欲的に取り組む賢い生徒
- 2 他者を思いやる優しい心を持つ生徒
- 3 粘り強く最後までやり切るたくましい生徒

この目標を実現するために，次の項目について生徒・保護者・教職員が共通認識，共通実践を図っていきます。

【学校生活に関すること】

1 登校時間、遅刻等について

- (1) 8時20分から朝読書を行います。8時15分までに教室に入り、20分のチャイムで席に着いていない場合は遅刻です。
- (2) 欠席・遅刻・早退の場合は、原則保護者が連絡してください。(tetoru)
(欠席・遅刻は、8:00までに連絡してください)
保護者からの連絡がない場合は、学校から自宅または緊急連絡先に連絡し、生徒の所在と安全を確認します。

2 下校時間について

JRダイヤとの関係で、変更される場合もありますが、基本的に夏季(3月～10月)の文化祭または新人戦までは17時40分、冬季(10月文化祭または新人戦以降～2月)は17時20分完全下校とします。

※当番の部が下校点検をします。部活動停止(8(6))などの処分にならないよう、早めの下校を心がけましょう。

3 授業について

- (1) 授業の始まりは、チャイムが鳴るまでに席に着き、授業の準備をします。
授業の遅刻が続けば、家庭連絡をし保護者に協力を依頼します。
- (2) 授業中、他の生徒の学習する権利を妨害する行為・授業の進行を妨げる行為・教室以外への徘徊は許されません。その度合いや状況に応じて、注意・別室での指導などを行います。
- (3) 授業中に忘れ物、配布物等取りにいくために教室を出てはいけません。
- (4) 日頃から50分間の授業に集中できるよう健康管理をし、体調を整えましょう。
(保健室の利用は別に指導する。)
- (5) 10分間の休憩は次の授業の準備と移動、トイレ、着替えなどのための時間です。
時間を上手に使いましょう。
- (6) 授業道具は個人で管理し、計画を立て、家庭学習(宿題・予習・復習)をしっかりとしましょう。
- (7) タブレットの使用については別紙に定めます。

4 不要物・携帯電話等について

- (1) 不要物とは「学習に関係ない物」すべてをさします。持参していた場合は、原則として学期末懇談会まで預かります。持ち物検査を実施することもあります。
不要物の例：菓子類 ゲーム機等 カードゲーム 漫画 整髪剤 香料の入った制汗剤 や色つきリップクリームなどの化粧品 その他(危険物・法律に触れるもの) など
- (2) 携帯電話は学校に持ち込んではいけません。所持していた場合は、一時預かりのうえ、厳重に注意し、家庭連絡後保護者に返却します。やむをえず持参する必要がある場合は、事前に「携帯電話持ち込み許可願」による許可申請をし、許可を得なければなりません。
「携帯電話持ち込み許可願」については担任または生徒指導部に申し出てください。
- (3) 必要のないお金やサイフは持ってきてはいけません。やむをえず持参する必要がある場合は、朝、必ず先生にあずけましょう。

5 身だしなみについて

- (1) 安浦中学校の服装・頭髪規定「身だしなみチェック表(別紙)」にそって、身だしなみを整えましょう。違反した場合は注意・説諭・保護者連絡等の指導をおこないます。
(場合によっては特別な指導になることもあります。)

※シャツ出し、靴下やズボンをずらす、短いスカート、シューズのかかとを踏む等、だらしない格好をしてはいけません。

- ①制服は夏・冬とも本校指定のものとします。
- ②スカートの長さは、立っているときにひざが隠れる長さにします。
- ③夏服では、ベスト(学校指定の制服)着用は自由とします。
- ④登下校時、熱中症予防のために日傘の使用、体育の帽子を着用してもよいです。
- ⑤制服のボタンは留めます。夏服時は半袖のポロシャツの第1ボタンは留めなくてもよいです。
- ⑥ポロシャツの下に着る下着は、ブレザーを着用しない時期は、白または肌色で無地のものを着用します。体操服を下着代わりに着ることは認めません。また、ポロシャツのボタンを留めた状態でえりや袖からはみ出して見えるものを下に着てはいけません。
- ⑦靴下は白で無地のもの(スクールソックス)とします。(くるぶしソックスは不可)
- ⑧髪型は次のようにします。(男女共通)
 - ・前髪は目にかからないようにします。
 - ・後ろ髪は、制服(ポロシャツ)のえり付け線まで伸びたら必ず結んでください。ゴム(黒・紺・茶)は2本まで、結び方は耳の高さ以下で、1~2か所で結びます。
 - ・うまく結べないときはヘアピン(細いもの)を使用して整えます。ただし、額の正面にヘアピンを止めるなど不適切な使い方をしてはいけません。
- ⑨「ツブブロックカット」や「ソフトモヒカン」「アシンメトリー」など明らかに髪の長さが不揃いで不自然な髪型は禁止します。
- ⑩整髪料の使用は禁止します。
- ⑪眉毛を抜いたりそったりすることは禁止します。
- ⑫ピアス、毛染めや脱色、パーマ(ストレートも)・化粧等は禁止します。
- ⑬冬期は、登下校に限り、手袋・マフラー・ネックウォーマーを着用してもよいが、生徒玄関で着脱しましょう。防寒のための帽子(ニット等)着用は禁止します。
- ⑭登下校時に学校指定のウィンドブレーカーを着用してもかまいません。
ただし、ウィンドブレーカーのズボンを着用しての登下校は自転車通学生に限りです。
また、保健体育以外の授業中の着用は原則禁止します。
- ⑮座布団、膝掛けは使用してもかまいません。
- ⑯制服(ブレザー)の下に、セーター・ベスト・カーディガンを着用してもかまいません。ハイネックやフード付きのもの、トレーナーなどは禁止します。制服からはみ出すものは禁止します。色は黒・紺で無地のものとします。
- ⑰ズボンの場合、ベルトは必ず着用します。色は黒・紺で無地、飾りのないものとします。違反をしたときや忘れたときは職員室で学校のベルトを借り、下校するときに返却します。
- ⑱通学かばん(スポーツバッグも含む)は、本校指定のものとします。
キーホルダーを1つ(大きさは5cm枠程度内)はつけてもかまいません。缶バッジはつけてはいけません。(カバンのフックに金具のものを使用してはいけません。また、壊れた場合は修理(有料)をしてください。)

- ⑱サブバッグについては、学校指定のスポーツバッグのみ許可します。キーホルダーは、名前欄があるため禁止とします。（ビニール袋・紙袋などは禁止します。）
- ⑳靴（通学用）は白の運動靴（靴ひものあるもの）を着用します。ハイカットやミドルカットは不可です。靴の中敷きや靴の裏に派手な印刷のないものとします。
上履きについては、本校指定のものを着用します。（通学用靴・上履きともに必ずかかとに記名すること。）
- ㉑名札は、本校指定のものをつけてください。（学校に注文用紙があります。）
- （２）天候に応じて冷房を使用するため、気候や体調を考慮して夏服、ベストまたはブレザーを着用してもかまいません。
ただし、着脱しても上衣には名札がついていなければなりません。
- （３）１１月から４月までの期間は、登下校時にブレザーを着用するものとします。

６ エアコンの使用について

安全のため別紙の使用規定を守りましょう。エアコンの操作は教員が行います。規定が守れないときはエアコンの使用を禁止します。

７ 定期試験中の過ごし方について

- （１）試験１週間前から、試験終了日まで部活はありません。（発表は２週間前）
- （２）「学びのすすめ」を利用して試験出題範囲を確認し、計画的に学習を進めましょう。
- （３）自己目標を設定して、達成できるように努力しましょう。
- （４）「試験の受け方」をよく読み、試験について理解しておきましょう。

試験の受け方

① 試験発表があったら

- ・試験出題範囲を確認して、計画的に準備する。
（提出物も期限までに提出できるように）
- ・自己目標を設定して、達成できるように努力する。

② 試験前

- ・トイレは済ませておく。
- ※試験の途中で退室する場合、問題用紙と解答用紙は監督の先生が回収。
教室に戻ってきたら、用紙を再度受け取り受験を行う。
- ・机の中は空にし、荷物はロッカーに入れる。机の横にも何もかけない。
- ・机の上には、筆記用具（シャープペンシル可）と消しゴム以外は置かない。
ただし、教科によって指定（定規やコンパス等）されたものは準備しておく。
- ※分度器つきの定規や三角定規、シャープペンシルの芯のケースは持ち込み禁止。
- ※ティッシュは、袋又は箱から中身だけを取り出したものに限る。
- ・チャイムが鳴る前に、教科書類はカバンやロッカーにしまい、席についておく。
- ・試験は在籍する教室で受験する。
- ・先生が来られたら挨拶をし、全員に問題が配られた後、監督の先生の合図で試験を始める。
- ※指示が出るまで始めてはいけない。（筆記用具は持たない。）

③ 試験中

- ・解答や学級・出席番号及び名前の記入は濃くはっきり書く。
- ・試験は時間いっぱい解答する努力をする。伏せて寝たり、手悪さをしたりしない。
- ・不要な声を出したり、キョロキョロしたりなどの不正行為と疑われる行為をしない。
- ・質問があるときや用紙や筆記用具が落ちたときなどは、だまって手をあげる。
- ・試験中に物の貸し借りはしない。（事前の準備をしっかりとっておく。）

- ・不正行為を行った教科の試験の得点は、「０点」とする。
- ・試験中の迷惑行為等で別室反省になった場合はその教科の試験は「０点」とする。
- ・上の行為を繰り返す場合はその日の以後の試験は受験できない。
(以後の試験も「０点」)
- ・試験開始後２０分以上遅刻した者は原則としてその時限の受験はできない。

④ 試験終了のチャイムが鳴ったら

- ・筆記用具を机の上に置き、静かに待つ。
- ・列のいちばん後ろの人が、出席番号順になるように集めていく。
- ・終わりの挨拶をして、トイレなどの休憩をとってもよいが、いつもの休憩とは違い、次の試験に気持ちを向けていく。

⑤ その他

- ・試験を欠席（インフルエンザや忌引き等での特別欠席も含む）した場合、後日受験は行わない。
- ※未受験の試験の評価は見込み点（教科の担当者が授業での様子、今までの試験を参考に算出したもの）とする。
- ・試験の返却時またはそれ以降に不正が行われた場合も基本的に不正の行われた教科は「０点」とする。その他想定外の不正が行われた場合も協議の上、厳しい処置をとる。
- ・原則、別室受験や後日受験は行わないが、特別な理由のある生徒の受験については配慮する。

８ 部活動について

- （１）部活動時の練習着については、学校指定の体操服、または部で練習着としてそろえているものとします。それ以外は認めません。
- （２）土・日曜日や長期休業中の部活のための登下校も制服です。会場が安浦中学校以外の場合の大会や練習試合は顧問の指示に従いましょう。
- （３）室内での練習を基本とする部については、武道館、本校体育館、かもめアリーナを交替で使用します。使用のマナーを守りましょう。マナー違反が度重なる場合は使用禁止になることもあります。
- （４）長期休業中のトイレ清掃については当番の日を忘れず、確実にやりましょう。
- （５）登下校点検において時間を守れない違反者が５人になった場合は、３日間の部活停止とします。
- （６）部室の使用は部活動時間のみです。また、使用について問題がある場合は、次の表のように対応・措置します。使用のルールやマナーを守りましょう。

	事 象	対応・措置
①	カギの管理（ドアや窓の施錠忘れ、カギの紛失）	３回で３日間の部室使用禁止 次からは１回で１週間の使用禁止
②	器物破損（未遂、落書きなど）	１回で１週間の使用禁止
③	部室裏に放棄されたゴミ	部室使用クラブで清掃する
④	私物の放置（教科書・授業道具 体操服・鏡やくし等の私物など）	３回で３日間の部室使用禁止 次からは１回で１週間の使用禁止
⑤	不要物の持ち込み（お菓子など）	１回で１週間の使用禁止

※次のものは、部室に置いてよいものとします。

- ・部活動で使用する道具や練習着（各部で確認すること）
- ・学校指定のウィンドブレーカー

【校外での生活に関すること】

1 通学について

- (1) 学校に来るときはいつでも制服です。
- (2) 幹線道路を通り，なるべく複数で登下校しましょう。寄り道・買い食いは禁止です。
- (3) 電車通学はマナーを守り，一般客に迷惑をかけないようにしよう。また，ホームでふざけたり線路を歩いたり危険なことをしないよう安全には十分心がけましょう。
- (4) 自転車通学は，交通ルールを守り，ヘルメットを正しく着用して登下校しましょう。
ノーヘルや2人乗りがわかった場合は自転車通学停止の処置をとります。

1回目：1週間自転車通学禁止

2回目：1ヶ月自転車通学禁止

3回目：自転車通学許可の取り消し

なお，無許可の自転車通学についても自転車預かりの処置をとります。

- ### 2 映画館・ゲームセンター・カラオケボックスなどへ行く場合は，必ず保護者・または保護者にかわる者が同伴しなくてははいけません。
- 学校行事（体育大会・文化祭・卒業式・クラスマッチなど）の「打ち上げ」と称して，校外で会合を行うことは禁止です。

- ### 3 友人の家などへの外泊は禁止です。

- ### 4 アルバイトは原則として学校では認めません。

【特別な指導に関すること】

「社会で許されないことは学校でも許されない」との認識に基づき、生徒が校内及び校外で問題行動を起こした場合には反省させ、より良い学校生活を送るために別室における指導をします。

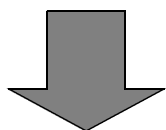
なお、これらの指導については日頃から保護者と連携を密にし、保護者の了解を得られるようにします。

1 指導段階について

〈第1段階〉

- 教師への暴言があった場合。
- 身だしなみの違反が繰り返される場合。
- 授業中、他の生徒の学習する権利を妨害する行為・授業の進行を妨げる行為・教室以外への徘徊などがあった場合。
- ピアス、毛染めや脱色、パーマ、違反の髪型などが改められない場合。
- タブレットの不正使用があった場合。
- その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為があった場合。

これらの問題行動があった場合は、別室において事実・授業ルールの確認・反省・今後の決意の**文章の作成**をし、本人への説諭をします。その後、**保護者連携**をします。
相手に対する謝罪が必要な場合は指導します。

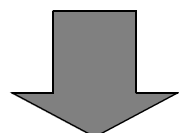


〈第2段階〉

第1段階の指導事項に加えて

- 定期テストにおける不正行為があった場合。
- 性に関する問題行動があった場合。
- 暴力行為（対教師・生徒間）があった場合。
- 携帯電話の持ち込みに関する違反があった場合。
- 器物破損・物に当たるなどの行為があった場合。
- いじめに関する事案。
- タブレットを用いて誹謗中傷など人を傷つけたり、嫌な思いをさせたりする行為があった場合。
- 第1段階の指導で改善が見られない場合。

これらの問題行動があった場合は、第1段階の指導を行ったのち、**保護者来校による面談・指導**を行います。必要に応じて1日から2日別室での指導を行います。本人への指導が入らない場合、すぐに保護者を召喚し、指導します。内容によっては関係機関と連携します。



〈第3段階〉

第1段階・第2段階の指導事項に加えて

- 喫煙・万引き・薬物の乱用・恐喝・窃盗などの触法行為があった場合。
- 危険物・法律に触れるものを持参した場合。
- タブレットによる盗撮・盗聴など、法に触れる行為があった場合。
- 自分自身や他人への傷害や生命への危険が及ぶような行為があった場合。
- 第2段階の指導で改善が見られない場合。

これらの問題行動があった場合は、速やかに**保護者を召喚し警察など関係機関と連携します**。別室において第1段階同様の指導をします。**別室での指導の期間は、状況に応じて概ね1日から5日**とします。ただし、問題行動の程度や繰り返し等により指導期間を変更することがあります。